

リノベーション住宅推進協議会が、国土交通省が推進する 「安心 R 住宅」制度に事業者団体として登録

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会（東京都渋谷区、理事長：山本 卓也）は、本年4月より開始する国土交通省の告示による「安心 R 住宅制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）」に事業者団体として登録いたしました。

当協議会では、従来より推進している優良なリノベーションの基準である「適合リノベーション住宅（R 住宅）」に加え、国土交通省の告示による「安心 R 住宅」制度の両方を推進していくことで、既存住宅のさらなる流通活性化を推進してまいりたいと思います。

また、制度開始に先立ち当協議会にて推進する「安心 R 住宅」「適合リノベーション住宅（R 住宅）」についての説明会を全国9都市で開催いたします。当協議会にて推進するふたつの制度の理解を深めていただくことを目的に、会員のみならず受講できます。当協議会のHPにて受付を行っております。（定員となり次第終了）

<https://www.renovation.or.jp/news/2018/01/r.html>

■説明会開催場所および日時

No.	エリア	都市	開催日	時間			会場
				開場	開始	終了	
1	首都圏	東京	2018年2月6日 (火)	13:00	13:30	16:45	住まいるホール
2	北海道	札幌	2018年2月9日 (金)	13:00	13:30	16:30	札幌市生涯学習センターちえりあ
3	東北	仙台	2018年2月8日 (木)	13:00	13:30	16:30	宮城県不動産会館
4	信越北陸	新潟	2018年2月20日 (火)	13:15	13:30	16:30	新潟市総合福祉会館
5		金沢	2018年2月22日 (木)	13:00	13:30	16:30	本多の森 会議室
6	東海	名古屋	2018年2月13日 (火)	13:00	13:30	16:30	大津橋会館
7	関西	大阪	2018年2月16日 (金)	13:00	13:30	16:30	中央電気倶楽部
8	中国四国	広島	2018年2月15日 (木)	13:30	14:00	17:00	RCC文化センター 702号室
9	九州沖縄	福岡	2018年2月20日 (火)	13:00	13:30	16:30	リファレンス駅東

当協議会は、今後も優良なリノベーション住宅の普及浸透を推進し、既存住宅流通の活性化に寄与してまいります。そして、リノベーションによる既存住宅の性能や価値の再生・向上によって、住まいを求める人が「自分らしく」「無理なく」「自由に」住まい選びが出来る市場をつくり、地球環境にやさしく、真に豊かな暮らしの実現に寄与してまいります。

安心 R 住宅について

既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を図るため、国土交通省の告示による「安心 R 住宅」制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）を創設しました（告示公布平成 29 年 11 月 6 日・施行平成 29 年 12 月 1 日）。

安心 R 住宅の詳細は、下記ページを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html

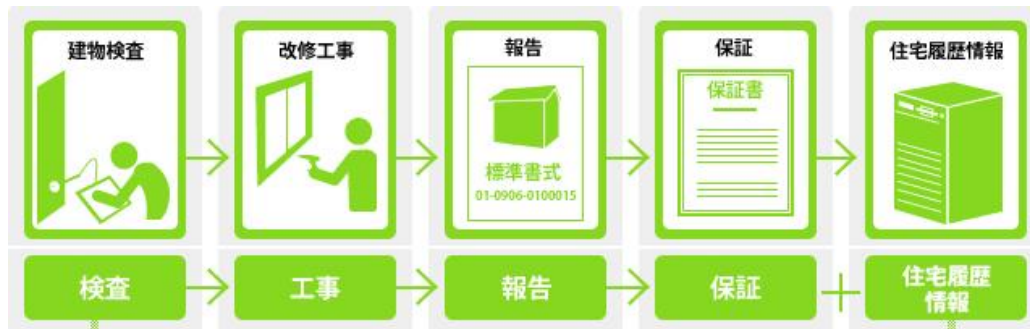
「適合リノベーション住宅」開発の背景

「リノベーション」といってもその定義は曖昧です。リフォームとリノベーションの考え方の違いも、曖昧なまま使われているのが現状です。そこで当協議会では、一般消費者が安心して選べるリノベーション住宅とは何かを考え、「優良なリノベーション」の統一規格を定めました。統一規格に則り、品質基準に適合する既存住宅を「適合リノベーション住宅」と呼んでいます。



「適合リノベーション住宅」とは

「適合リノベーション住宅」とは、検査をした上で必要な工事を施し、その記録を住宅履歴情報として保管、一定の保証がついた安心して選べるリノベーション住宅です。協議会標準書式に則った「適合状況報告書」が発行されます。



▲優良なリノベーションの統一規格となるフロー

R1 住宅とは

区分所有マンション専有部に関する品質基準を満たしたリノベーション住宅です。給排水管や電気、ガス、防水、下地などを重要インフラと定め検査基準を設定。重要インフラは新規更新・既存流用に係らず、最低 2 年の保証を義務付けています。工事の内容は図面とともに住宅履歴情報として保管され、「R1 住宅適合状況報告書」が発行されます。

R3 住宅とは

区分所有マンションの一棟全体を対象建物とし、専有部を対象とした R1 住宅に加えて、構造（耐震や躯体強度）、維持管理、劣化状況、定期点検などを重視した検査基準を設定。住宅瑕疵保険対象部は 5 年保証、それ以外は 2 年の保証を義務づけ、適合状況報告書とともに、住宅履歴情報として保管しています。



▲「R1 住宅適合状況報告書」見本

R5 住宅とは

戸建て住宅に関し、内装や設備・構造部などについて基準を定めて検査。内装や設備については、R1住宅の基準に準拠。加えて、耐震性や柱や梁などの構造部の劣化状況については、中古住宅適合証明（フラット 35）、既存住宅売買かし保険など、公的制度に適合する高い基準でチェックします。これらの検査で基準をクリアしていない項目については、リノベーションを通じて品質を確保します。

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会について

消費者が安心して既存住宅を選べる市場をつくり、既存住宅の流通を活性化させることを目的に、2009年7月に発足したリノベーション業界団体です。現在、業界・業種の枠を超えた927社（正会員680社、賛助会員231社、特別会員4名・9法人・3自治体）が参画し、優良なリノベーションの統一規格「適合リノベーション住宅」を定め、建物タイプ別に品質基準を設定、普及浸透を推進しています。区分所有マンション専有部に関する品質基準を満たす「R1住宅（アールワンジュウタク）」、区分所有マンション共用部も含む品質基準「R3住宅（アールスリージュウタク）」、戸建住宅の品質基準「R5住宅（アールファイブジュウタク）」が運用されており、適合リノベーション住宅発行件数は、累計34,312件（2018年2月5日現在）。

<http://www.renovation.or.jp/>

名 称：一般社団法人リノベーション住宅推進協議会

設 立：平成21年5月20日

住 所：東京都渋谷区渋谷2-2-2 青山ルカビル4F

理事長：山本 卓也